一般社団法人　茨城県言語聴覚士会

地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定

1. 本県士会は、県内の地域ST勉強会に対して、活動支援金として2万円を支給する。
2. 上記2万円は、県士会総会後（毎年5月下旬に開催）、速やかに各地域勉強会の担当理事へ渡す。
3. 支援金の使用は、外部講師をお呼びした講演会・勉強会他を県内で開催した場合、且つ講師への謝金・交通費・宿泊費、会場使用料、資料代に限る（※食事代・懇親会費の使用は認めない）。
4. 開催規模として、本県士会員の参加者が10名以上であることを条件とする。
5. 県士会員への還元を目的とし、主催者は支援金を使用する講演会等の開催1ヶ月前までに案内文（チラシでも可）を地域リハ部へメールし、事務局より県士会員へメール周知する。
6. 会場使用料・講師の交通費・宿泊費を支援金から使用する場合、支払先に【一般社団法人 茨城県言語聴覚士会】宛ての領収書を発行してもらい、その原本を提出用とする。
7. 講師への謝金を支援金から支払う場合、領収書*(様式2)*を本会HPよりダウンロードする。

且つ、勉強会側で日付・金額・但し書きを記載し、講師に住所・氏名の記載と捺印を頂く(2箇所)。　　　原本を講師へお渡しし、控えを提出用とする。

1. 地域勉強会代表者は、本県士会HPから活動報告書*(様式3)*をダウンロードして必要事項を記載し、担当理事を通して活動報告書・領収書及び未使用金を毎年3月上旬に地域リハ部へ提出する。

（※未使用金の例・・・2万円の支援金を一度も使用しなかった場合は、2万円を返却する）

1. 地域リハ部は、地域勉強会より提出された活動報告書・領収書及び未使用金も含めた年度の活動詳細を3月の理事会にて報告し、上記書類等を理事会後速やかに財務部へ提出する。

平成27年10月31日　策定

平成28年5月22日　改訂

令和4年6月22日　改訂

＜問い合わせ先＞　地域リハ部　鈴木智浩　　**jimukyoku.stibaraki@gmail.com**